

平成29年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成29年11月14日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2484号

平成29年第11回定例会

日 時 平成29年11月14日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第79号 港区学校情報化アクションプラン(素案)について
- 2 議案第80号 港区幼児教育振興アクションプログラム(素案)について
- 3 議案第81号 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 教育長報告事項

- 1 問題行動調査の結果について
- 2 後援名義等の10月使用承認について
- 3 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の10月の各事業別利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の10月行事实績について
- 6 図書館の10月利用実績について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

○田谷委員 了解いたしました。

日程第1 審議事項

1 議案第79号 港区学校情報化アクションプラン（素案）について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第79号「港区学校情報化アクションプラン（素案）について」説明をお願いします。

○庶務課長 議案第79号、「港区学校情報化アクションプラン（素案）について」ご説明させていただきます。本日の計画につきましては、10月10日の当委員会でご協議いただきました際のご意見を踏まえ、システム管理検討委員会や庁議の中でいただいたご意見をあわせて一部修正をさせていただきましたので、本日は前回協議後からの主な修正点についてご説明させていただきます。資料は資料ナンバー1の概要版及び資料ナンバー1-2の本編、参考資料として学校情報化アクションプラン教育委員会協議以降の主な修正事項となっております。

まず参考資料をご覧ください。左側に今までいただいたご意見の指摘事項、それから中央が修正前の記述となっております、右側に修正した記述を記載してございます。その本編のページにつきましては上部に記載してございますので、本編とあわせてご説明させていただきます。

まず基本方針における修正事項でございますけれども、本編の13ページをご覧ください。ICTの活用において利用率の高さだけではなく、功罪両面を見極めてバランスよく取り入れるようにというご意見を当委員会の中でもいただきました。各場面における必要性や効果を十分に見極めて有効な活用方法を検討しますという追記をさせていただいております。

また区の情報化計画との整合性や、教育現場での働き方改革についてどのように取り組むかを示すことが必要ではないかということで、区が取り組んでいる「みなとワークスタイル宣言」に関する記載をしまして、この「みなとワークスタイル宣言」を受けてという意味合いを明記をさせていただいております。基本方針4、13ページの一番下の部分になります。

さらに家庭環境に配慮した自宅等で業務を行える環境の整備につきましては、さまざまなご意見をいただきました。教員の負担軽減に相反することから課題があるのではないかと、誤解のないように慎重に検討するべきではないかというようご指摘がございました。

次に、参考資料の2ページ目でございますけれども、各目標の成果指標についてのご意見をいただきました。達成度の分母の記載をすること、また、授業全てにおいてICTを活用するわけでは

ないため、その割合の数値についての修正を行っております。数値に関しましては当初平成30年度で80%を目指しておりましたが、今申し上げましたとおり全ての授業でICTを活用するわけではないということから、少し数値を下げ65%を目指して30年度からスタートし、32年度で75%の達成度を目標値としております。

また、この週当たりのICTを活用した授業の実施率や、3ページ目の目標3の成果指標である通信環境の満足度についても、指標の数値を変更しております。特にこの通信環境の満足度につきましては、無線LANの環境整備を強化した小・中学校における満足度を指標にした方がよいという意見もございました。当初60、80、90と右肩上がりの数値を目指しておりましたが、右側の修正の部分では、各年度中に無線LAN環境を強化した学校において教員にアンケートを行いますので、その結果が満足度という数値で80%を目指すというのが、各年度の目標というように修正をさせていただいております。

同じく参考資料の3ページですが、タブレット端末の追加配備につきましては、特にこれまでの素案の中でボックスの記載等を行っておりませんでしたけれども、重点的な施策になるということで、年次計画を示すということからボックス化をさせていただきまして、各年度の年次計画に沿って取り組むということでお示しをさせていただいております。

電子黒板の追加配備につきましても、5年を目途として機器の更新をすると記載をしておりましたが、財政的負担と、機器の老朽化の状況等を見極め、総合的に判断をしていくという旨を追記してございます。

次に参考資料4ページ目、本編では25ページになります。先程冒頭でも申し上げました、教員が自宅等でも業務を行える家庭環境等への配慮につきましては、新規の施策として示しておりましたが、教員の業務の負担軽減を推進していく中で、整備への慎重論がございました。改めて教育委員会といたしましても区長部局と連携をして検討していくこととし、施策⑩の業務の効率化の検討の中に含めさせていただくということで、この単独での施策は削除をさせていただいております。内容としましては、このテレワーク的なことは、社会全般の課題として提起をする中で、今後検討していくということで修正をさせていただいております。

最後になりますが、幼稚園教育の部分についてICTの活用はどのようにしていくのかというご意見がございました。急速に進歩する情報化を的確に捉えていきながら、新たな視点を持って、この幼稚園教育への導入についても研究をしていくということで追記をさせていただいております。ですので、幼稚園教育の中でのICTの活用につきましては、28ページの「推進・整備にあたっての留意事項」の中で修正をさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見よろしくお願ひします。

では、私から質問させていただきます。参考資料1ページの基本方針4のところの記載についてですが、テレビ会議システムの活用というのが削除されていますが、これは何か理由があるのでしょうか。というのは区長部局でもテレビ会議システムを積極的に取り入れようとして試行しており、学校では有用性がないので削除してしまったとか、何か理由があるのですか。

○庶務課長 本編24ページ施策⑮においてテレビ会議システム等の導入を新規として入れさせていただいております。施策⑮の方で入れておりますのでここだけ特出しをせずに、基本方針の記載からは除いております。

○教育長 基本方針だからということですね。

それからもう一つですが、本編の3ページのプランの位置付けに、体系図が出ています。アクションプランの下に港区情報化計画がありますが、この情報化計画に、参考資料の3ページ上段にある指標の2番目、「情報セキュリティに関するe-ラーニング研修の受講率」があるのかないのか、あるとすれば指標は何%でしょうか。

情報セキュリティは重要なことなので、指標は100%でなくていいのでしょうか。ノウハウを高めるためにe-ラーニング研修をする受講率であれば、100%を目指さなければいけないと思います。この点から情報化計画においてはどのように記載されているのか教えてください。

○庶務課長 済みません、確認がとれておりません。

○教育長 では、問題提起をしておきます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○山内委員 今のご指摘は非常に重要なところだと思っているのですね。そういう意味で事前に確認したいのですが、e-ラーニングの研修の仕組みというのは今どういう状況になっているのですか。各校の先生がかなりもう簡易にe-ラーニングの受講ができるような仕組みが整っているかどうかと、その点はいかがなのですか。それともこれから整えようとしているのでしょうか。

○指導室長 現在、校務支援システム等の中には、情報セキュリティに関するe-ラーニングのものは設定されておりませんので、今後そういったものを検討していくか、区のパソコンにはありますので、その中で教員がやっていくようにするか、検討が必要だと思っています。現状はe-ラーニングではなく同様のものを紙で刷って教員にやらせている状況ですので、統計する際は紙ベースになってしまうので非常に手間がかかっている状況です。

○山内委員 そうすると特に学校、教育現場に特化した、あるいはそういう部分を加えたようなe-ラーニングの研修を今用意しているというわけではないわけですね。

○指導室長 一般的なものでございますね。

○教育長 そうすると、平成30年度の「一」は、e-ラーニングシステムを用意するという意味ですか。

○指導室長 その通りです。

○山内委員 もしそうであるならばここに、何年度中にそういう学校、教育現場に即したe-ラーニングの研修の仕組みを整えます、そして翌年以降それを全教員に、全職員にやってもらうように進めていきますというようなことで、目標も100なら100と記載した方がいいのではないか思います。

○庶務課長 今ご指摘いただきましたe-ラーニングにつきましては、重要な事項でございますので、もう一度整理をいたしまして仕組みを構築したいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

今のご意見を踏まえた修正をしてもらうという前提で採決に入ります。議案第79号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案79号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第80号 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について

○教育長 次に、議案第80号「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第80号「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」、教育委員会議案資料ナンバー2を用いましてご説明をさせていただきます。資料の方は情報化アクションプラン同様に鏡の次が概要版、素案の本編、最後にA4横表裏の主な修正事項という資料になってございます。こちらも10月10日教育委員会の方でまず協議事項とさせていただきます、その後庁議等を踏まえまして修正点が5点程ございましたので、今回はそこについてご説明をさせていただきたいと思います。

早速ですが参考資料をご用意いただきまして、本編の内容とで対比しながらご覧いただければと思います。

それでは参考資料1ページ目の1点目、改定の方向性についてです。素案本編では4ページになります。こちら4ページの中で、幼児教育振興アクションプログラムについては、かねてから公私立幼稚園の協議を踏まえて計画ができているということ、公私の連携について記載すべきであろうという意見をいただきまして、これを記載しました。具体的には2段落目になります。こちらに前期3年では、入学前教育カリキュラムの活用や合同研修会など、公私立幼稚園が協議を重ねる中で実現してきた取組を着実に推進してきたというように記載しております。

次に2点目、本編22ページの幼稚園における防災対策の充実についてです。前回の教育委員会の協議事項の中では、放射線量の測定を公園や学校等の砂場・広場で実施していて、それを継続していくというように記載をしておりました。しかしその後開催された大震災区政運営会議で、現状の測定数値は大幅に基準を下回っているため、砂場・広場の測定については今年度で終了し、以降は定点観測ということで2カ所の観測をするように来年度から変更するという方向性が示されたので、こちらの記載を削除しました。

次に参考資料の裏面をご覧いただければと思います。素案本編24ページの幼稚園の施設整備の推進の中で、一番下に今後3年間の施設整備の計画を記載しております。中之町幼稚園について、30年度中に工事着工するというので、従来点線だったところを実線に変えさせていただきました。

続きまして26ページの下にあります、虐待発見時の対応手順についてです。こちらについても従来は仕組み全体のことに触れるという観点で、学校の校長・副校長や生活指導主任という記載が

あったのですが、これはあくでも幼児教育振興アクションプログラムということで、幼稚園での対応に特化して記載をした方が良いというご意見をいただきまして、そのように変更させていただきました。

最後になりますが、29ページ目、外国人の幼児と保護者への配慮についての一つ目の黒丸の部分です。こちらは当初学生のボランティアの方に特化して書いていたのですが、前回田谷委員から地域には語学堪能なベテランの方がいらっしゃるというお話も伺いまして、そのような方にもぜひご協力いただけるような仕組みができないかということで、高齢者という文言を加えさせていただきました。

以上が変更点の説明になります。概要版をお開きいただきますと一番右下に今後のスケジュールがございます。今後12月1日から1月5日までパブリック・コメントを行いまして、その間の12月8日と12月10日に開催する区民説明会を経まして、こちらの現行案から最終的に2月の教育委員会の方でご決定いただければというような手続となっております。

簡単でございますが、説明は以上です。ご審議の上、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。ご質問ご意見お願いしたいと思います。

○**小島委員** 参考資料2段目の第2章の放射能の関係なのですが、平成29年10月27日に放射能の測定はもうやめますということなので、今後のアクションプランに記載する必要がないような気がします。一方この点は当時の幼稚園や保育園の保護者が神経質に取り上げられていました。だからその当時ご心配いただいていた点については、きちんと測定して、もう数字として安定的なので、今後これはもう廃止することになりましたと書いた方がより安全安心につながるのではないかと思います。記載を削除するのがいいのか、こうやって安定的に低い数値なのでもう心配ないのでやめますと記載した方がいいのか、どちらがいいのでしょうか。

○**教育政策担当課長** 実際のところこれまで砂場とか広場でやっていたのをやらなくなったというところなのですけれども、所管する環境の部門でも、その辺の周知はしっかりやっていかなくてはいけないので、まずはそちらからの周知、あとは基準的にはこれぐらいで、実際の計測値というのは相当低いのですよということを改めて知らしめて今年度で終了とする考えかと思いますが。

○**小島委員** だからそれを、保護者の皆さんの心配がもしまだあるようであれば、もう心配はありませんよというのを何か別途で知らせた方が良いのではないですか。

○**教育長** 今の関連ですが、参考資料にある修正前の3行についてはどのような取組をしていたのですか。

○**教育政策担当課長** 「放射能問題への対応として、保護者の放射能への不安を解消するため、放射線量を測定し、その結果を引き続き区のホームページ等で公表します」という取組を記載していました。

○**小島委員** 今まではその取組をしていたわけですね。29年度でしないという決定をしたのですか。

○**教育政策担当課長** そうです。

○教育長 現状はどうか。

○教育政策担当課長 「子どもたちの安全安心を確保するために子どもの生活圏である保育園や幼稚園・学校・公園等の広場や砂場等の地表近くの放射線量を測定するほか、砂場の砂等の放射能測定を行い、その結果を公表しています」というのが、現状というところで書いてあります。

○小島委員 その当時はかなり保護者の方が神経質になって、大分これ調べなくてはというのでやっていたのですよね。だからやらないならやらないでももちろん、もうこれからは安全安心を確認したのでと記載した方がいいのかなと私は考えたのですが。

○山内委員 今の点、確認ですけれども、29年度までのアクションプログラムには、今お読みになったことが明記されていたわけですね。

○教育政策担当課長 そうです。それで今回の次期計画でも当初継続ということでそのまま記載していましたが、今回区の方針が変更になりまして、削除したということです。

○山内委員 そうであれば本文に入れる必要はないと思うのですが、そのページの下のところにも他のページと同じような注をつけて、要は「東日本大震災以降何年何月までこういうことをしていましたけれども、こういうことが十分に確認できたので、いつで終了にしました」というようなことを加えたらいいのではないのでしょうか。そうすれば読み比べてもすぐ、こういうことでそこが削られたのだというのが分かりますから。

○教育政策担当課長 確かに全て削除してしまうとよく分かりづらいということもありますし、あとは現状安全なのだとことを知っていただくという意味でも有効かと思しますので、その辺の記載を入れる方向で対応させていただければと思います。

○教育長 その際に確認してほしいのですが、砂場の放射線量の測定はしないけど、砂の入れかえのときはきちっと測定をするとなっていた気がします。10月27日の大震災区政運営会議ではそうだったはずですが。やることはやるので、それも記載しておいてください。何もやらないということではないと。

○小島委員 もう安全だと、一方的な安全宣言になってしまう。

○教育政策担当課長 それとあわせて、モニタリングポストでの調査も引き続きやっていくということになっておりますので、もう一度大震災区政運営会議での資料を確認して、こちらに記述するという形をとりたいと思います。

○教育長 では、そのようによろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 先程の参考資料の裏面の29ページの一番下のところなのですが、各幼稚園において学生ボランティアや地域の方について確かに申し上げましたが、高齢者という項目は何か外していただけないでしょうか。あのときは確かに高齢者と申し上げたのですが、考えてみたら高齢者だけではなくて、お若い方でもいるかもしれないので、高齢者に限定するような文言ではなく、かなり広域的に年齢選べるような文言に変更をお願いいたします。

○教育政策担当課長 特に限定せずに地域の方というような、地域住民の方とかそういう形で、もっと広く捉えられるような表現に変更します。

○田谷委員 お願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第80号について一部修正ありますけれども、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第80号については原案どおり可決することと決定いたしました。

3 議案第81号 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第81号「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」、教育委員会議案資料ナンバー3、それからナンバー3-2、3-3のうち、3-3を中心に説明させていただきます。

資料ナンバー3-3の囲みの部分、「審議内容」のところです。平成27年度に保育料を改定した際に3年ごとに段階的な保育料の引き上げを行うこととしております。平成27年から3年が経過し、保育料を改定することとし、条例の一部を改正するものでございます。

1の「改正内容」のところ、3点改正の項目がございます。一つ目が「基本保育料について」、裏面になりますけれども二つ目が「子育てサポート保育料について」、3番目が「新たな階層の設定について」の3点でございます。

まず1枚目、1ページ目ですけれども(1)の「基本保育料について」三つ程ご説明させていただきます。

①の「保育料の算出基礎」です。子ども・子育て支援制度では公定価格の一部を利用者負担額として保護者から徴収するというようにしております。国の方で利用者負担の上限額月額25,700円、年額で言うと308,400円という形にしているものでございます。公定価格の考え方をもとに、幼稚園の管理費の運営経費を合算して算出基礎という形にしております。恐れ入りますが、次に参考資料の1をご覧ください。前回の教育委員会で公定価格についてご質問をいただきました関係で、資料としてつけさせていただきました。参考資料1の中では3カ年の区立幼稚園の「運営経費と公定価格の推移」ということで示しております。このうち一番上の29年度の区立幼稚園の運営経費について、簡単にご説明させていただきます。一番上の平成29年度の区立幼稚園の運営経費674,600円という部分、これは予算額として捉えていただければと思います。学務課だけではなくて庶務課や指導室の幼稚園の運営経費から、園児1人当たりの経費を算出したものでございます。このうち光熱費は除いたもので、運営経費として算出してございます。その下の国の基準で算定した運営経費の「公定価格」というところ640,100円という形になっております。この部分が、国からの幼稚園の公定価格試算シートというものがあまして、これに公定価格単価表というのを参考に、地域区分とか利用定員等に応じた単価を直接入力するというで算出

しているものでございます。多少乖離はあるのですが、ほぼ同じような金額が出て来ているということです。このうちの左側の黒い部分が利用者負担額、現行で言いますと区立幼稚園の保育料74,300円が利用者負担額という形になります。先程ご説明した国の利用者負担額の上限が25,700円掛ける12カ月としますと年額308,400円になりますので、308,400円をもし取ったとすると、この「施設型給付費」という部分が少なくなり区の負担がぐっと減るとい、そんな見方をしていただければと思います。

3-3の方に戻っていただきまして、(1)の②の「他区の区立幼稚園保育料」のところでは区立幼稚園につきましては21区の平均額を下回っております。これは参考資料の2をご覧くださいければと思います。網かけの部分が港区です。一番下の区立幼稚園の21区平均につきましては、保育料については月額9,645円で、その右側のところ、月額77,100円の場合の月額ということで7,276円ということになります。港区の保育料については6,200円ですので、いずれも下回っているという状況です。

資料3-3の方にお戻りいただければと思います。③の「公私較差の是正」のところでは私立幼稚園に在園する園児の保護者の経費負担軽減のための補助金を交付しております。ただ区立幼稚園と私立幼稚園の保育料の保護者負担額については差が生じていますので、公私格差の是正に取り組む必要があるということです。

以上3点を踏まえまして利用者負担の急激な増加を招かないように、改定幅の上限を前回と同様に1.3倍として見直しを行うものでございます。

裏面の方、2ページ目をご覧くださいと思います。次の(2)「子育てサポート保育料について」です。子育てサポート保育料につきましては受益者負担の考え方を基本としつつ、基本保育料と同様の改定幅を上限に見直しを行います。年間利用につきましては、改定幅の上限を1.3倍として基本保育料と同額といたします。一時利用につきましては、現行の子育てサポート保育料日額650円を1.3倍にし、100円未満を切り捨て日額800円といたします。

次に(3)「新たな階層の設定について」です。今までC3まで階層がありましたが、その上に新たにC4、C5という階層を設定して、最高階層であるC5階層の保育料の改定幅はC3階層の1.3倍という形にいたします。そのC3とC5の間にありますC4階層につきましては急激な利用者負担増とならないように、改定幅をC5階層の2分の1、1.15倍という形にいたします。これは参考資料3をご覧くださいと思います。A4の横の資料ですが、現行の区立幼稚園保育料と、国利用者負担額との比較ということで示したものでございます。右側が国の利用者負担額の表です。国の方の利用者負担額では④⑤と書いてあるところですが、市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯とそれ以上の世帯という形で区分を分けてございます。資料3-2の条例の新旧対照表の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。左側が現行の階層の表です。右側が改正案の階層の表となっております。このうち表のCのところですね、Cの4と5、今回新たに付け加える部分ですが、C4、C5の定義ですが、当年度の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯という形でC4、C5で当年度の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯という区分の仕方を

しております。先程見ていただきました国の利用者負担額の階層区分の考え方と同じ考え方をとっているものでございます。

先程の資料ナンバー3-3にお戻りいただければと思います。最後に施行期日ですけれど平成30年4月1日からということで適用を考えてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見ございましたらお願いします。

○山内委員 参考資料の1についてですが、29年度まで27、8、9というのが書かれていて、今回は30年度からの改定になるわけですから、本来30年度の運営経費が、予算ベースで同じような表が入っているともっと分かりやすいと思います。そこで伺いたいのが30年度についての運営経費、それから、国で算定した運営経費というように、それぞれこの今入っている数字を30年度のもので教えていただけますか。

○学務課長 この表はあくまで予算ベースで記載しているものです。今30年度の予算につきましてはまだ確定してございませんので、ちょっとこの部分についてはまだ数字としては掲載することができません。国の公定価格についても、これも同様にまだ算定できるものではありませんので、掲載しておりません。

○教育長 今の山内委員の質問は、資料ナンバー3-3の1ページの基本保育料について、①の「保育料の算出基礎」とありますが、「このように積算していきます」と言いながら、具体的な金額の記載がなく、どのように引き上げるのかが分からないということです。

○山内委員 あくまで30年度の運営経費とそこに入ってくる色々なお金、国の負担額というのの中で、おそらく利用者負担額というのも決まってくるのだと思うのですけれども。

○教育長 その仕組みを説明してください。

○学務課長 参考として、参考資料1という形で掲載させていただいたのですけれども、いずれの3カ年の年度の運営経費をご覧いただいたとしても、30年度はまだ確定はしてありませんが、最大限でも同じような金額が掲載される予定ではあります。ただ国の利用者負担額の上限額が決まっておりますので、年額で308,400円という金額までは取れますよという考え方ですので、これを超えているということが提示できれば問題ないと考えているところで、この上限の中であくまでその利用者の負担の急激な増加を招かないように、前回の保育料の1.3倍という形で見直しを行いますという方向で今考えているところです。

○教育長 それはいいのですが、考え方として、国の予算、ここで言う人件費、事業費、管理費等を基本額とし、それで保育料を算出するわけですね。それがあって保育料が決まるのに、どうして先に保育料が決まってしまうのかということです。

○学務課長 算定の考え方として前年の運営経費またはその公定価格をベースに算出するという考え方をとっていますので、3年ごとの改正ですけれども、29年度の運営経費をもとに算出しているということでございます。

○教育長 それで、いいのですか。そうしたらそれを書かないと、当年度みたいではないですか。

○学務課長 記載方法は調整します。

○山内委員 もう一つ、今日の本題とは少しずれるのかもしれませんが、参考資料を見ていると利用者負担の額とは別に、区立幼稚園の運営経費というのが、27年度から29年度で年々1人当たりの運営経費は減ってきています。これについては、またでは30年度どうい見込みなのかということと、ある意味でそれぞれについて運営経費が減ってきて、それは色々な経費を削減する努力でなさっているのだとは思いますが、幼稚園の運営にとっては、減らしていくこと自体、問題がなくできているのでしょうか。

○学務課長 区立幼稚園の定員自体を年々増やしている関係で、どうしても1人当たりの園児の運営経費という考え方をとりますので、分母が増えてくるとその分の経費の額も下がってくるようになります。決してどんどん経費を削減しているということではないということでご理解いただければと思います。

○山内委員 では、園児数が増えているので1園当たりの、要するに園児当たりの管理コストはその分下がっていくので、という意味ですね。

○学務課長 そうです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 国の公定価格なのですが、国の「公定価格は人件費、事業費、管理費等を基本額としています」と言うのですが、これは、国の公定価格は全国一律ですか、それとも都道府県ごとに公定価格であるのですか。

○学務課長 各自治体ごとに公定価格を定めるものです。園ごとの細かい算定の表が国から示されていて、その表をもとに12園それぞれの公定価格の年間総額の人数割というのを出し、その平均として算出しているものでございます。

○小島委員 そうすると公定価格というのは、文科省が基本は出しているけれども数字は出していないで、各都道府県で、各幼稚園ごとに公定価格が出るのですか。

○学務課長 ええ、そのとおりです。

○小島委員 幼稚園ごとですね。そうすると区立幼稚園は何園もありますが、それぞれ保育料は違ってきってしまうのですか。

○学務課長 ええ、多少違います。

○小島委員 多少違うけれども区立としては、幼稚園は一律ということですね。

○学務課長 幅で言いますとやはり園児数の多いところはそれなりに人数割すると低くなるのですが、芝浦で言いますと519,600円という金額で、一番高いところだと麻布幼稚園ですかね、729,000円という。12園を平均しまして640,100円という金額になっております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 では公定価格は、公定価格の範囲内であれば決めて構わないという考え方なのですね。

○学務課長 おっしゃるとおりです。ただ国の方で利用者負担額の上限を定めていますので、最高でも308,400円という保育料が考えられるというところです。

○小島委員 それとの関係で、今までCの3段階だったのを5段階にしたということなのですが、それぞれのC3、4、5で所得課税額がいくらくらと出ていますよね。所得課税額というのが私なんかあまり分からないのだけど、年収でいくとどのくらいですか。控除とか色々あるから分からないと思うのですが、およそC3、C4、C5は年収大体このくらいですよというのは出るのですか。

○学務課長 世帯の構成員の数とかでまた違ってきますが、大体77,100円というのが年収で360万ぐらいの金額の世帯です。211,200円あたりの世帯というのが680万程度の世帯収入とお考えいただければと思います。

○小島委員 それであと、お子さんが多い少ないという議論ではなくて2子目、3子目は、というのはどこかに書いてありますか。

○学務課長 その辺については今回変更していないので、今までどおり変えるところはないです。

○小島委員 2子目が半分で3子目がゼロでしたよね。それは変更がないので今回のに出していないということですね。

○学務課長 変わりないです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 1. 3倍ずつ改正をやっていくと一番最高でいくらぐらいになるのですか。

○学務課長 3年ごとの改定を目指していますので、国の上限額が変わらなければ、308,500円まではいけるというところです。ただ国の動向で、今幼児教育の無償化という話も出ていますので、どういった動きになるかは今後次第というところになるかと思います。

○教育長 私の方から理解を深めるという意味で、この参考資料の1を見ると、この利用者負担が保育料になるのですが、27・28・29年度とも74,300円で変わっていないですね。例えば29年度の74,300円をベースに今回上げると言いましたが、28年度、これは29年度の保育料を決めるときに使うわけですね。30年度の保育料を決めるのは29年度の、この一番上の「29年度区立幼稚園の運営経費」、ここから算出すると言いました。そうすると29年度の保育料というのは28年度区立幼稚園の運営経費から決めるのですよね。

○学務課長 3年ごとに保育料を見直すという形をとっていますので、前回の改定は26年度の区立幼稚園の運営経費をもとに算出しているという。

○教育長 そうすると、それがないと分からないではないですか。そこが出ていないと、この74,300円、前の改定時のものが分からないので、この資料の意味がないのではないですか。

○学務課長 分かりました。整理をさせていただきます。

○教育長 26年度はいくらなのですか。

○学務課長 57,200円です。

○教育長 それが74,300円になった。そうすると分かります。

それからもう一つなのですが、資料3-3の1の(1)の①の表現なのですが、そもそも区立幼稚園の保育料は子ども・子育て支援制度の公定価格の考え方をとらなくてもいいということなのですか。

○学務課長 おっしゃるとおりです。

○小島委員 だからこの子ども・子育て支援制度というのは国が、貧困家庭などに対応して、子育てを応援しようという考え方から出ているわけですが、この制度でどういうふうに子育てに役立っているのかの根本が分かりづらい。収入の低いご家庭には、こうやって応援しているのですよという、そこらあたりが何かこの公定価格を出すに当たって分からないのですが、子ども・子育て支援というのは何なのだろうという気がします。特に、子ども・子育て支援と言っていながら値上げ、値上げで来ているので、公定価格と値上げは余り関係ないのでは、とも思えてしまう。

○教育長 支援制度そのものがどうなのですか。

○学務課長 国の方の考え方として子ども・子育て支援新制度の中で、ここで施設型給付費とはしていますけれども、子ども・子育て支援新制度のもとにある幼稚園については管理費なり人件費なり、しっかりとしたものを給付いたしますという考え方です。そのうちの一部の費用については、利用者の方にも負担していただきましょうということになります。

○小島委員 だからこの施設型給付費はちゃんと国から、都から来ているわけですか。

○学務課長 港区については、この部分は区が負担しているという形になります。

○小島委員 国も都も負担しないで区が全部負担するわけですか。

○学務課長 23区については、この部分については区が負担しています。

○教育長 23区外はどうですか。

○学務課長 申し訳ございません、公立につきましてはそれぞれの自治体で負担しているということとです。

○教育長 私の方から細かい話で申し訳ないのですが、先程の資料3-3の1ページの1の(1)の①に「公定価格は人件費、事業費、管理費等を基本額としています」と書いてありますが、その次の行の「この考え方を参考に」と書いてある後の、「人件費、事業費、管理費」には「等」がありませんが、どう考えれば良いのでしょうか。

○学務課長 人件費、事業費、管理費のほかにも算定基礎としている部分がございますので、「等」と入れさせていただきます。申し訳ありません。

○教育長 それからこの(1)の①と③は、こういうことを踏まえ改定しますという記載になっています。ところが②は積極的な理由ではなく、単に「ほかの区より低いので上げます」ということは、区としての考えが全く無いですよね。

○学務課長 おっしゃるとおりです。あくまでも参考という形にしかならない部分ですので、この部分も訂正します。

○小島委員 他区よりも低いということは上げやすい理由というか、何か上げてもいいだろうという。

○教育長 それはプラスアルファの説明にはなるかもしれないけど、これがあって上げる上げないというのではない。あくまで自治体の判断ですので。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今ずっと伺いながら、表を眺めていて大分分かってきたのですが、一つ、今までの

ご説明とか資料だと、誤解を招く心配があるのではないかと思います。つまり利用者負担額が要するに74,300円から、年間1年当たりが96,500円に上がるという説明なのですよ。資料のつくり方もそうなのですから、最初は1人当たりの平均がそうなのだと聞いていたのですけれども、実はそうではなくて、これはあくまで最高階層の1年当たりの保育料ですよ。

○学務課長 そうなります。

○山内委員 今回はある意味でそれがなぜそこに増えたかという、C4とC5ができたことによって、C5の部分の保育料が1年当たり96,500円になるということであって、実は従来の最高階層であるC3について言えば、保育料が全く変わっていないのですよね。

○学務課長 これは、資料3-2をご覧ください、現行の部分をご覧くださいと思っておりますけれども、新旧対照表の3ページ目になります。これは山内委員のおっしゃっていたところと言うとC3の階層は、所得割課税額について10,000円を超える世帯については全て6,200円になりますので、この部分は上限を設けていないのです。

○山内委員 そうですよ。そういう意味で言うと今までのC3のうち所得課税額、今までのC3の10,000円以上のうち77,100円未満の人については今までと同額ですね。ですから全体にこれだけの、要するに1.何倍に引き上がったかのように見えるのですけれども、実はC4とC5の新たに設定したところだけが保育料が上がるわけで、それが、おそらく区民の人も聞いたときには、全体に保育料が上がるという誤解をされる危険があるのではないかと聞いておりました。

○学務課長 分かりました。説明の仕方、また資料のつくりについて検討させていただければと思います。

○山内委員 もう一つ、次年度以降これ資料をつくられるときに、30年度のところで9万いくらとなりますけれども、その74,300から9万に上がったところが、要はそういう新しい階層を設けたことによって起こっているものだというのを、次年度以降分かるように常に併記をして、付記しておかれないと、この資料のままでは、読み方を間違ってしまうと思います。

○学務課長 分かりました。そのような形でやらさせていただきます。

○教育長 この3-3の最後に当たるところの表現も、上限をこうしますという方がいい。もう少し分かりやすく修正してください。

○学務課長 分かりました。

○教育長 今までの上限74,300円を96,500円に引き上げて階層を新たに設ける。今までどおりの人であれば上限まで引き上げるというか上限を保育料とするところも設けたということですよ。

○学務課長 そのとおりです。

○教育長 それでは、採決に入ります。議案第81号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第81号については原案どおり可決することに決定し

ました。

日程第2 教育長報告事項

1 問題行動調査の結果について

○教育長 次に、日程第2教育長報告事項に入ります。「問題行動調査の結果について」説明をお願いします。

○指導室長 では、教育委員会資料ナンバー1を用いてご説明申し上げます。報告内容としましては、「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について報告いたします。

表にありますI番が「港区立小中学校におけるいじめの推移」ということで、太枠の中に囲んでございます。小学校、中学校、別の表にしますとともに、全国と都のものも参考に載せてございます。このいじめの定義については、平成17年度から18年度にかけて、愛知県で大きいじめがあった関係で定義を変えております。17年度までの定義は自分より弱い者に対して一方的にというようなことがありましたけれども、18年度以降はそういったものではなく一定の人間関係のある者が、偶然、偶発的なものではなくて人間関係、同級生とかそういった者が心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものに定義が変わりました。件数の捉え方も17年度までは発生件数ということで学校がいじめと確認した件数で、18年度以降は本人がいじめと感じ、学校がその状況を把握した件数ということで、本人の申告または周りの子ども・保護者・担任等、いじめではないかといったことで本人に確認していったところで、いじめと認定していくということになってございます。

港区の状況ですけれども、小学校では18件、中学校では6件のいじめがございました。いじめの訴えとしては、冷やかしやからかい、仲間外れ・無視、軽くぶつかる・遊ぶふりをしてたたく、嫌なことをさせられる、パソコンや携帯での誹謗中傷ということで、冷やかしやからかいは女子が4、男子が6。仲間外れは女子が1。軽くぶつかる・遊んだふりをしてたたく、女子が3、男子が1。嫌なことをさせられる、女子が6、男子が1。携帯やパソコンでのものが女子が1ということで、女子が割と被害に遭うケースが多いのかなという感じがいたします。発見の様態としては学校が3分の1、本人が3分の1、保護者が3分の1というような感じで発見をされております。対応としましては、児童や保護者への対応をして謝罪まで行くというケースや、グループがえや席がえなどの工夫をしながら、人間関係を再度見守っていくというようなことがございます。

続きまして中学校です。中学校につきましては全部で6件発生しておりますけれども、冷やかしやからかいは3、仲間外れや無視が1、金品を隠されるというのが1、嫌なことをさせられるのが1、パソコンや携帯というのが2です。金品を隠された者が、男子が1名で、ほかは全部女子ということで、やはり女子の方がということが特徴的だと思います。学校が発見したのが6分の1、本人が申し出たものが2分の1、保護者からの申し出が3分の1ということで、学年が上がるにつれて本人がきちっと申し出ることができるようになってきているというのも、一つ捉えることができるのではないかなと思っております。

続きまして、Ⅱ番の「不登校児童・生徒の推移」ということで、四角の枠の中が港区における数をあらわしております。全国と東京都を参考につけてありまして、ここでいう不登校というのは年間30日以上欠席した者です。数値であらわれています出現率というのは、全児童・生徒のうち不登校児童・生徒数の数ということになりますので、港区においては児童が8,014名、生徒が1,874名を母数としております。そのうちのそれぞれの数ということになりますので、昨年度で言えば小学校では26、中学校では42をそれぞれの数で割ったものでございます。

小学校においては男子が17名、女子が9名ということで、その様態やきっかけにつきましては、学校における人間関係、これで男子が7、女子が3。不安・情緒的混乱ということで男子が4。無気力型と言われるもので男子が4、女子が1。遊び・非行型が男子が1と。あとは長期的な理由でなかなかその様態がつかめない、きっかけがつかめない者が6名おりました。

続きまして中学校です。中学校は男子が22、女子が20。無気力型というのは男子が6で、女子が10というような形になっていまして、あと学校における人間関係が7、情緒や不安などについては3、遊び・非行型が2というようになっています。

この不登校が一旦発生しますとなかなか回復が難しく、実際昨年度、28年度26名小学校にりましたが、そのうち中学校に入っても6名が復帰していませんし、小学校においては15名がそのままということですから、復帰率はかなり低いことになります。戻った者が5名ということになります。

中学校においては、3年生のことはおきまして、中学1・2年生に不登校のものが28名いたのですが、そのうち22名がやはり不登校ということで続いております。

つばさ教室に通っている者は、昨年度は小学校が2名、中学校が23名。また子ども家庭支援センターの支援を受けている者が昨年度は小学校4名、中学校3名ということでございます。

中学校卒業してからは、かなりつばさ教室の方でも進路指導、学校と連携しながらやっておりますので、ほぼ4月にご報告したとおり基本的には高校等に進学しているという実態がございます。

簡単ですが以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長 報告は終わりました。ご質問ございますでしょうか。

○薩田委員 高校に進学したところまでは追えますが、高校にちゃんと通えているかというところまで把握できているのですか。

○指導室長 何年かに一度なのですが、また別の調査が出てきたときに追跡調査を行っております。高校に行った後にその学校をやめて別の高校や、定時制に移ったり様々なケースがあるので、非常に難しいです。

○薩田委員 そういう子というのは、転校したり続かなかったりという傾向ですか。そうでもない、一概には言えないですか。

○指導室長 一概には言えないです。例えば今話題になっている起立性調節障害、そういったお子さんについては通信制に通うことによって継続的に学校に通うことができています。朝起きられないけれども昼から行くとか、そういった工夫をしているお子さんたちはいます。コミュニケーション能力が低く人間関係がうまくいかないお子さんに関しては、やはり行った学校でよい友達を見つ

けるとか信頼できる先生を見つけることができた場合は続くのですが、うまく見つけられないとどうしても不登校になりがちということで、本当に行った学校と、その人間関係づくりというところが重要なのかなと感じているところでございます。

○薩田委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今いじめに関してはどう対応するかというのが社会的にも非常に注目をされているところですので、特に苦慮したような事例など、どういう対応をしているかということ、少し具体的にお聞かせいただくような機会があったら、みんな理解が深まって全体でサポートしていくこともできますので、一度そういう機会をつくっていただければと思います。

○指導室長 11月17日に行われますいじめ問題対策会議の中で報告する事例が一つ二つございますので、ご紹介したいと思います。

○教育長 いじめ問題対策会議には広尾学園の先生にもオブザーバーとして出席していただいています。私立の事例もありますので、別の機会にまとめてやりたいと思います。

○指導室長 では日を改めてということで、よろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

私の方から、これはそういうことだと思うのですが、全国、都の率が出ている。「Ⅰ」の注意書きを見ると、その率は校数分の認知件数ではないですか。「Ⅱ」の方は、不登校が生徒数に対する生徒の率ですよね。これは何で違うのですか。

○指導室長 国がそう定めたと言うしか説明のしようはないのですが、ただいじめに関しては1校当たりでどのくらい出ているかということが話題になっていたということ、不登校については学校に規模によって随分様態が違ってきってしまうところがあるということ、特に小さな学校で子どもたちが仲よくいじめもないような状態だと不登校がほとんどありません。大きな学校で色々なことが起こっていると、どんどん不登校が増えていくとか、色々な傾向があるものですから、苦慮されて、各自治体ごとに発表するには学校数ごとよりも、こういった率の方がいいだろうということで考えられたのではないかなと推測ができます。

○教育長 それぞれが悪いというわけではないのですが、どうかなと思いました。

それからあわせてですが、今、室長が説明してくれたいじめの件数の内訳はいいデータだと思うので、口頭で説明したものをまとめて参考資料として今後つけてもらいたいし、今回のものも作って、後でいいので委員の先生方に配っていただけますか。

○指導室長 承知いたしました。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

- 2 後援名義等の10月使用承認について
- 3 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の10月の各事業別利用状況について

5 図書館・郷土資料館の10月行事実績について

6 図書館の10月利用実績について

○教育長 次に、「後援名義等の10月使用承認について」「生涯学習推進課の10月事業実績について」「生涯学習推進課の10月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の10月行事実績について」「図書館の10月利用実績について」、この5件の定例報告については配布資料のとおりです。各案件についてご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほかにありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 なければこれをもちまして閉会いたします。

次回は臨時会を11月22日水曜日、午後4時から開催の予定です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時20分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕